

君津郡市広域市町村圏事務組合総合教育会議 会議録

1 開催日時 平成27年12月24日(木) 午前10時から午前10時18分

2 開催場所 君津郡市広域市町村圏事務組合会議室

3 出席者

(構成員) 管理者 渡辺 芳邦、 教育長 高澤 茂夫、 教育委員 山口 喜弘、  
教育委員 渡辺 隆二、 教育委員 川島 悟、 教育委員 長谷部理絵

(事務局) 事務局長 古神子隆夫、 総務課長 小野 一則、 総務課長補佐 小曾根勝己、  
総務課総務係長 門脇 紀

(教育委員会事務局) 庶務課長 茂木 昇治

4 議題及び公開又は非公開の別

○議 題

(1) 総合教育会議について

(2) 総合教育会議の運営に関し必要な事項について

- ・君津郡市広域市町村圏事務組合総合教育会議運営要綱
- ・君津郡市広域市町村圏事務組合総合教育会議傍聴要領

(3) 大綱について

(4) その他

○公開又は非公開の別 公開

5 傍聴人の数

0人

6 会議の内容

古神子事務局長 それでは皆さんお揃いですので、ただ今より君津郡市広域市町村圏事務組合総合教育会議を開会いたします。私は事務局長の古神子と申します。よろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに、渡辺管理者から挨拶を申し上げます。

渡辺管理者 皆さん、おはようございます。本日は、君津郡市広域市町村圏事務組合の総合教育会議を招集いたしましたところ、今年も皆さんお忙しい中ではございますが、全員ご出席ということでございます。心より感謝申し上げます。また、日頃から各市の教育行政に対して、大変なご尽力をいただいておりますことに、心より敬意と感謝を表す次第でございます。ありがとうございます。

ご存知のとおり、本年4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正が行われたということでございまして、既に各市、総合教育会議が開催され、教育大綱等の協議も行われているところだと思います。この広域市町村圏事務組合におきましても、法の定めによりまして、特別地方公共団体として総合教育会議の設置及び大綱の策定を進めなければならないということでございまして、今日お集まりをいただきました。

本日の会議では、運営要綱、傍聴要領、そして教育大綱について議題とさせていただきますが、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。

古神子事務局長　ありがとうございます。それでは議題に入りたいと思いますが、この総合教育会議は今回初めてのことでございますので、要綱、要領といったものを、まずは決めていただきたいと存じます。それまでの間は、管理者に議長をお願いしたいと思います。それでは管理者、よろしくお願いいたします。

渡辺管理者　それでは、早速議題に入りたいと思います。まず、議題（1）総合教育会議について、議題（2）総合教育会議の運営に関し必要な事項についての、総合教育会議運営要綱案と傍聴要領案につきまして、関連事項でありますので、一括して事務局から説明をさせていただきますと思います。事務局、よろしくお願いします。

小野総務課長　総務課長の小野と申します。よろしくお願いします。まず1点目の総合教育会議につきましては、それぞれの構成市の方でも既に開催されております。ただいまの管理者からのご挨拶にもありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、当広域市町村圏事務組合においても教育委員会が設けられていることから、本日開催するものでございます。

総合教育会議では、大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備、その他重点的に講ずべき施策等について協議・調整をする場となっております。構成員は管理者と教育委員会であり、会議は原則公開とし、管理者が招集し、会議において調整が行われた事項について、構成員はその調整結果を尊重しなければならないとされております。なお運営に関する必要事項は、本会議が定めることとなっております。

また、会議の開催にあたっては、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議、調整を必要とするものと判断した場合の事項を対象とするものであり、教育委員会が所管する全ての事項を総合教育会議で協議し調整するという趣旨で設置するものではないという留意事項が通知されているところでございます。以上が総合教育会議の概要についてでございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項において総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定めるとなっていることから、総合教育会議の運営要綱を定めるものでございます。基本的には、法律に定められている部分については重

複しないこととしており、会議の運営上の基本的な事項について定めるものとなっております。

まず1番目の総合教育会議運営要綱（案）については、第1条で要綱を定める趣旨、第2条で会議の招集、第3条で会議、第4条で議長、第5条で会議の非公開、第6条で議事録の作成、第7条で事務局、第8条で説明員、第9条でこの要綱に定めのない事項についてとなっております。

次に、傍聴要領の案でございますが、第1条では要領の趣旨、第2条で事前公表、第3条で傍聴の手続き、第4条で傍聴人の定員、第5条で傍聴人の遵守事項、第6条で委任となっております。

なお、この要綱、要領の施行日については、本日ご承認がいただければ、本日付けの施行とさせていただきますと考えております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

渡辺管理者　ただ今事務局から、1つ目に総合教育会議の説明、2つ目に運営要綱の説明、3つ目に傍聴要領の説明がございましたが、1つ目の総合教育会議につきましては、既に各市、進んでいるところもあろうかと思いますが、この辺については質問はよろしいでしょうか。

他の委員　はい。

渡辺管理者　それでは次に運営要綱について、ご質問、またはご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

山口教育委員　我々も運営要綱を作ってまして、それに照らしても非常に緻密で、良く整理されておりますので、議案に賛成したいと思います。

渡辺管理者　他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは運営要綱につきましては原案どおりということよろしいでしょうか。

他の委員　はい。

渡辺管理者　ありがとうございます。続いて傍聴要領について、ご質問ご意見ございましたらお願いします。

山口教育委員　これもですね、通常の内容は備えておりますので、良く整理されていると思います。

渡辺管理者　それでは傍聴要領についても、この案でよろしいでしょうか。

他の委員　はい。

渡辺管理者　それでは、運営要綱、傍聴要領については案のとおりとし、本日から施行となります。

次に、議題（3）大綱について、事務局からの説明をお願いします。

小曾根総務課長補佐 総務課長補佐の小曾根と申します。よろしくお願いいたします。それでは、議題（３）の大綱についてということで説明をさせていただきます。こちらの大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、組合におきましてもこの作成が義務付けされたところでありまして、市と同様に、総合教育会議において協議しまして決定するというような過程を踏んでいく関係で、本日協議をさせていただくものでございます。

大綱案の作成にあたってなんですけれども、市町村圏事務組合の教育委員会の業務については、構成４市の合意によりまして共同処理することとなった業務に限られております。そういうことで、教育政策の方向性であるとか、また重点となる目標といったことを、設定することが難しい内容となっておりますので、現状行っている共同処理業務を継続して、そしてその内容を推進するという考えによりまして、この案を作成しております。

資料の大綱案をご覧いただきたいと思いますが、はじめに基本理念を掲げてございます。「生きる力と豊かな心を育み、学び高め合う学校教育及び社会教育の支援の推進」というふうにしております。組合の教育委員会の共同処理業務は、視聴覚教材センターの事業と結核対策委員会の業務、この２つが主な業務となっておりますが、どちらも直接的に児童生徒に関わるというよりも、間接的な関わりの業務となっております。健康あるいは学びのための、支援の事業を推進する、そういうことを基本理念としております。

下段の基本方針の方でございまして、視聴覚教材センター業務と結核対策委員会業務を、構成４市、また関係団体と連携し、今後も継続し発展を図るということで、その下に２項目書き出しております。１は君津地方視聴覚教材センターの充実発展でございます。

（１）に、視聴覚教材センターの業務の主となるものですが、教材、機材の貸し出し業務について推進を図る。そして（２）は、研修会や講座を実施し、知識、技術の向上を図る。そして（３）は、振興大会、またメディアコンクールの実施によりまして、視聴覚教育の振興を図る、というふうに３つ定めております。

下の２につきましては、結核対策委員会の関係ですが、結核対策委員会の確実な職務遂行としまして、患者発生時の専門的な検討等を行うことで結核のまん延を防ぐ役割を担うんだということで書いてございます。

こちらの大綱につきましては、特に期限を定めてはおりません。他市の例によりまして５年なりの期限を定めているところもあるようですけれども、市町村圏事務組合の業務、基本的には４市の合意の上での共同処理ということになりますので、基本的には変動のない業務というものになります。例えば規約改正をしまして業務内容に変更が生じたりとか、そういった場合には大綱も併せて見直していこうという考えでおります。

以上簡単ですけれども大綱案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

渡辺管理者　ただいま事務局から、大綱についての説明をさせていただきました。事務局からありましたように、今の業務を再度、役割と併せて組合の立場を再整理し、取りまとめさせていただきます。是非またご意見、ご質問等いただければと思います。よろしくお願ひします。

川島教育委員　今ご説明あったように、市町村圏事務組合の方で現実的に行われている、限定的なものになりますけれども、そこに絞られた内容ということで、この方向で良いのかなというふうに感じました。

他の委員　同意見です。

渡辺管理者　それでは、他になければこの案をもって大綱としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他の委員　はい。

渡辺管理者　ありがとうございます。それでは本案をもって大綱といたします。ありがとうございました。

議題（４）その他について、事務局から何かありますか。

古神子事務局長　ございません。

渡辺管理者　その他は無いようでございますので、本日の議題は以上となります。進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

古神子事務局長　管理者におかれましては、議長ありがとうございました。

これもちまして、君津郡市広域市町村圏事務組合総合教育会議を終了いたします。たいへんお疲れさまでした。